



西 泰
 神田孝平譯
 會法則
 巳巳夏新刻



7 12
 6755



門 12
號 6755
卷

和蘭商法原本九百七十三條有り
今只其四十二條紙抄譯以餘ハ
之を異日尔期以と云譯者記

早稲田大学図書館
昭和34.11.5
蔵書

商會法則 和蘭商法自身
十四至五十六 神田孝平譯

○凡例

一 商會ニ三種の別有り 名目左に如し

一 家名仲間

二 金主仲間

三 業名仲間

商會法則

二

都て商會を仲買中 熟候の上民法商
法に條例に基き條約を立て之を守る

○家名仲間并に金主仲間此事

三

家名仲間とも二人以上何人をも組合を立て
何處何事と仲間中総体の家名を設け力を
合せて商業を営む者といふ

四

組合を立て総家名を設け上を組合中
誰一人限らずに各家名をもて商業を為し金
錢を交取渡し他向と掛合取引の事差支へ
有べし

但し仲買の業体より抱たるきりり子孫の約定
は外まふり事をお定此外あり

五 家名仲間に付ては仲間の中誰も誰もに

仲間の約定に従ひ出ての事に憑りて関係に

無し

六 金主仲間は金主と商人との組合なり金主

商人共人数の多少は約定次第なるに

同一人を商業の事に付て家名仲間と稱し元

重し事に付ては金主仲間と稱しを可し

注 假令に甲乙の二人に雨より金を借りて商

業を為す者何れに付て甲と乙とを家

名仲間なり甲と乙と又乙と丙とを金主仲間

なり故に甲と乙とを家名仲間といふ

事もあり又金主仲間といふもあり

七

金主仲間の者は徳家名を名乗るべし但し
才十七の才二節も格外多々也

金主仲間の者は商業より差圖を為し又も

取扱事は關係なき事

金主仲間の者は商業より損失ありと符を

差出置きしつる金高或も差出にんき物束

ハ

此金高の由別より損失を引交るるに及むに
尤一旦取取たり利益を再引之を差出に
及ます

金主仲間の者若し前条の才一節才二節

の定より遠背す何れも損失を引交

け法事一家名仲間の申合せ通りたる也

九

家名仲百を五つと申は先づ條約書を作る

一 否^{あつらひ}も^{いかに}も表向の仲百たる事を得に

十

仲間の條約書出来せも其地の裁判所^{まがんとよ}に届

け裁判所^{しやうかいちやう}に届て受けたる商會帳^{かき}に書入を

おぼしめし

十一

裁判所^{ゆき}に差出はるる條約書に投書^{ゆき}してを

若^わし^かに^は其^か條^{じょう}約^{やく}書^{しよ}に^は要^{よう}が^らな^らば^は件^{けん}を^は書^か裁^{さい}

せ且^{また}仲^な間^ま中^{ちゆう}に^は連^{れん}帯^{たい}を^はく^く

十二

上^{じやう}何^{なん}人^{にん}に^は限^{かぎ}ら^ずに^は裁^{さい}判^{はん}所^{しよ}に^は取^とり^て商^{しやう}會^{かい}帳^{ちやう}

を一^{いっ}覧^{らん}す^{べし}と^して^は得^えべ^しと^し又^{また}自^じ分^{ぶん}の^は費^ひを^は以^{もつ}て^は寫^{うつ}

取^とり^て書^かす^{べし}と^して

十三

亦^{また}十^{じゅう}一^{いち}に^は裁^{さい}判^{はん}所^{しよ}に^は投^{てい}書^{しよ}に^は中^{ちゆう}に^は書^か裁^{さい}に^は届^とき

作くたは如

一 仲間中あひ銘々の姓名せいめいけんげう本業住所ほんごう

二 総家名并あらは商業かぎに定まり有るあ無欲むよく

有るあ其業名そのげうみやう

三 連名れんみやう此内こゝに漏れこぼる者もの此姓名こゝ

四 仲間なかの商業かぎを始はじめめ終しまる期き日ひ

五 其外裁さいおかしの善因ぜんいんを交まける取極とりきま

む厚あつき件けん

十四 商會帳かぎのり書入がらひの月づか々々條約書じょうやくしよ又または撥書はくしよを

裁さいおかしの持ぢ象さうせらむ時とき々々を用もちふべし

十五 此こゝ外ほか中なか十三じふさんは法則ほうそく通とほるの撥書はくしよを裁さいおかし

の目録めいこく并ならは仲なか中なか銘めい々々住居ぢゆうきよすま土地とちの形かたち

去

聞紙（ききし）に載せて公告（こうこう）にせよ——新聞紙の出版（しゅつぱん）
 がき地（かきぢ）とは家寄（かよ）の新皮紙（しんかわし）を裁紙（さいし）にせよ
 裁判所（さいばんしょ）の商會帳書入（しょうかいちやうしょに）の事（こと）は新聞紙（しんぶんし）に
 公告（こうこう）の事（こと）相満（あいま）する旨（しむ）は裁物誌（さいぶつし）より裁物（さいぶつ）と
 して取上げ（とらへ）ざらば——
 前の条（まへのかう）より裁す（さいす）と應（おと）ずる除（のぞ）の外（ほか）は商會帳

去

書入（しょに）の文面（ぶんめん）より徳并（とくびら）は新聞紙（しんぶんし）に載せたる
 文面（ぶんめん）の間（ま）に相違（さうい）の處（ところ）ありとも裁物誌（さいぶつし）に
 て詮議（せんぎ）し及（およ）ぶるに當（あた）り——
 仲古熟談（ちゆうこじやくだん）の上級（じやうき）又は仲間（ちゆうけん）の者（もの）死後（しごう）相續（さうぞく）
 人の勝手（かたて）に就組（くみ）扱（あ）はる事（こと）何れも其（その）殘（のこ）の者（もの）を
 人（ひと）より教人（きやくじん）より總家名（そうけな）を引續（ひきつ）きより妨（さまた）げか

商會法則

但一 其裁裁裁裁の商會帳書入
を并に新聞紙より公告し、終て才十
三才十四の法別は従ふべし。若し其係なき
に於ても其罪才十六は準はべし。

家名件百の者但按して其主仲間とす
時才七の一番に抱えしに他家名を稱は

六

其期限より其仲間を解散す。或は
定期より其或は條約を更改す。其
を其恒裁裁裁の商會帳書入新
紙公告す。其後定例の如くおふべし。
其の自續する事も解散改も裁裁裁

よて取上げたる分金——延取の事——は才
十六と同形たるべし——

九

仲間分敷の旨又は仲間延取役の者結勘
定を引受け他家名を名乗りて結向出入
差引皆満志——お取取役面て定まりな
き時仲間中より入札を以て取極むべ

六

乃水滞りの旨も仲間の中より都合よき
裁判所へ届け差圖を交ふべし——

廿

分敷の旨も金不足——て結向勘定皆満
難及旨もお不足の高を頭取役の者より
仲間中へ割當ぬ——其旨仲間中より

早速出報（さくそくしゅほう）なること

勘定皆満（かんとくがひまみ）すべし此の数の間より入用の雑費（ざらば）

を前以て見積り取除きて費用（きんよう）を以

て

三

勘定お済（かんとくおさい）多数の後程（かきけり）念の事ありて
帳面書付紙を取集め仲間中入れして

一人を撰み（せん）之を親付（おやづけ）置き仲間中を

申す及たは他向（たむき）の者なりとも道理（どうり）を以て

申入るに於ては一覽（いっかん）を許し置るに在りて

滞（とどまり）の者も審察（しんさつ）裁判所の差圖（さず）に在りて

也

○業名仲間的事

業名仲 召ふに於ては惣名を立すに又

仲間中 誰某たれんの名前を名乗らす只ただ今

多の業体をして其名目を定むるなり

〔註〕 蒸氣車 伴 召ふ船 船仲間 造船 伴

間 為替 仲間 氣燈 伴 召ふ 船 諸 合 仲間

大災 交合 仲間 の 款 是 等 あり

此 仲間 を 組合 ぶ 前 には 先 仲 召 條 約 書

を 指 (合) する 業 体 の 情 實 を 詳 記 一

に 政 府 一 差 出 一 其 免 許 を 乞 へ 願 一

半 途 一 一 條 約 を 變 改 一 又 是 細 限 を

延 び 乞 へ 願 一 一 時 亦 政 府 の 免 許 を 乞 へ 願

其此外第十五ノ一ノ示セテ通りノ新 同紙ニ
 投書ヲ載セ公告トシテ一 其節ノ全文ヲ
 載セタル日徳ノ月日番號ヲ附記シテ一^{かんごう}
 條約ヲ更改一 或ハ期限ヲ延シテ一^{あき}
 是亦同紙ノ節トシ一^{どうごん}
 其十二ノ注別ヲ此条ノも通用トシ一^{うよ}

其

其

前条ノ示セテ通り書入ルル布告相違ニ
 及ハば仲間ノ事ニ就他向テ一 故障トシテ
 首都^たニ支那人^{しあひん}ノ引交^{ひきか}タル一
 元金^{げんぎん}ノ形^{かたち}ニ二種^{ふたしゆ}一 分チ其一^{いち}ニ有名^{うみやう}ニ
 形^{かたち}一 其二^{ふた}ニ無名^{むみやう}ニ形^{かたち}トシ

註 案^{あん}ニテ有名^{うみやう}ニ形^{かたち}トシ金^{かね}生^{なま}ノ名

を記し者なり。我部 禮文の歎なり。吾
名多形とも云名前 記さる者にて我
部 部札の形なり

多形の持主も差出たる金高此事より外に
評議を加ふるに
出部皆満本なりと云は有名多形多し

廿六

無名多形と有る部

廿七

有名多形讓渡此後きは條約中より取極

め置之。其法或も譲人と引交人と同是

りて書付を持ち支那人に渡さる。或も

連名より仲間ゆかりの和帳あはせに記録し

廿八

多形金高未済まひの分ち家初の所持人

債人欲又は引受人より差出たるお違何る
債のよき但し支那人のみ立合人より別段
差圖あつても其像より及もに

世

仲間の作業を仲る中より支那人を撰み
て之を任すべし支那人給料有無此等
立合人を置くと不置くと條約次第たる

債

支那人を半途より引替ふ事妨げ何んか

とに

世

支那人は引受けたる仕事に仕逐る紙本務
と—其他の責を交けを他向一對して此
事と仲る一体の關係たるべし

支配人の新業を——仲間條約并に

其更改の條例（一）を遠習すを可りて他白

より責を交うるを可りて支配人專ら其責を

任に留——

業名仲間を可りて終りなき期限を定

先置之——係——期限を及びて延期す

世三

正務けたるが如く——

支配人たる者仲間の元金——五割（一）の損失

可りて該承知せは其限を速裁判所へ届け

商會帳に記録——其上を十五に示せし新

聞紙に載せし之を公告に——

其損失を割五分に及ぶる仲間分數（一）當該多

世四

と債——支取人の損失何れも通知しき苦の
受知るるに或も去りつて仲買を教り及
まゝの村も其時を以て——其村以来の換
失は悉く支取人の引受あつて——

前条より示せし如き損失何れも之を償も
んく為す——條約中には元金若干を取除け

世

世

用意金に備へ置てしき与定め置て——

條約中利息の高を確定せしむ出費を引き

たゞ、残る悉く仲間中へ配分はく——

但——預め條約を立て何程より以上の利分

を配分し及も何れかの定を立つるを妨げず

世七

仲間の發起人等若くは共済金金の五分一を
現在社持にありて其れを政府其能を許
さるべし

又仲間出報の期限を定め置るべし

但し發起人より其期限延引を願ふ可き
何れも政府より免許を有るべし

世六

元金の千分一集まりて其れを職業を開く人
の間に

世九

立会人の役目、支配人の仕事、を監察し、
其れを職業の指圖に被りて其れを定むる
を條約中、一条件を設け、其立会人、其
を附帯する惣代と稱し、支配人の勸定を

改め其任を責むべきとる頭先定め置之し
立合人此級目より職業の指圖をも務に
つき定むべきと仲間中より惣代役を擧
ぎり又も條約中より別匠人員を定めて支
人の勘定を改め任を責めしむる

甲

仲間いっけんの職業いっけん法合事いっけんは支合事いっけん高の限

を定め限の外は法合をさる限條約中より
定め置之し——然るも仲間中形知の上より
別約を立し支配人よりお任せし——於ては
格別たうとす

法合事いっけんとて大員法合いっけん船交合いっけんの

類をくふ

里

仲間中相談事も入れよ決まらば
 諸君の所持せしる手紙の教子準に
 亦條約書中より定限を立て置て
 手紙百枚以上の仲間ならし共々人より
 手紙を所持せしるがす百枚以下ならし
 手紙を所持せしるがす

里

注 手紙を所持せしるがす
 可と云ふ若し手紙所持せしるがす
 可と云ふ若し手紙所持せしるがす
 支配人立合人とも相談の席
 権威何と強うに
 支配人毎年一々被つて前々
 年間の利

分損失を詳つまびらかし取調とりしらへ仲間中報告けりこに

一

報告けりこの仕方かた式しきも惣しやう合ごうの旨めい帳面ちやうめんを

見せしま演説えんせつ一いっ式しきも取調帳とりしらちやうを伴つたり廻まわす

一

一 仲間分取の旨めいには支取人しとくじんたる者もの差引さしひ勘

定の役やくを勤こむ一いっ但たゞ一いっ條約中じやうやくちゆう別段

定法ていぽうの格かくぬたる一いっ

中ちゆう二にの法則ぽうそくを此案こゝあんも通用つうようす一いっ

商會法則終

世人皆外國人の商業に長じて、
 知て其長するを良法の設けたるに依り
 こと我思をばるる何そや予郷の神田
 先生に就て泰西商業の法を問ひ、
 先生頷て應へ、汝不日、
 一卷を譯せしむ、予之類を閱する可

謂良法の設悉く要領を盡以實に
商家に寶訓として富國の要道なり予
喜に堪へ直に情ふて之を録し其傳
紙廣くを萬に裨益せんと欲希ふ
る依りて

高木五郎兵衛

